

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例
 平成18年12月28日
 条例第69号

改正 平成20年7月22日条例第40号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例
 (任意入院者の症状等の報告)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)

第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和25年厚生省令第31号)第20条の5に規定する事項(以下「任意入院者の症状等」という。)について、知事に報告しなければならない。

(任意入院者の症状等の報告時期)

第2条 前条の規定による任意入院者の症状等の報告は、同条に規定する任意入院者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

- (1) 入院後1年以上経過している場合 入院した日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月
- (2) 入院後6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた場合又は夜間以外の時間帯に病院から自由に外出することを制限された場合(前号に該当する場合を除く。) 入院した日の属する月の翌月を初月として6月を経過する月

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、任意入院者の症状等の報告に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成20年条例40号〕

附 則 (平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。